

むかわ町不妊治療費及び先進医療費助成事業について

令和5年度版

むかわ町では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。令和4年度～医療保険適用分の治療について、令和5年度～先進医療にかかる治療費、さらに治療にかかる交通費分も拡大しました。

【対象者】 以下の全ての要件に該当する方が対象です

- ①原則法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊治療を実施した日及び申請を行う日に、夫婦いずれかがむかわ町に住所を有すること
- ②女性の年齢が43歳未満であること
- ③申請を行う日において、夫婦共に町税等の滞納がないこと
- ④他の市町村からの助成を受けていないこと

(1) 不妊治療費（保険適用分）の自己負担分を助成

【助成内容】

高額療養限度額適用認定証の適用区分を基本として、ひと月毎の限度額を上限に、保険適用後の治療費（自己負担分）について助成します。

治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
40歳未満	通算6回まで（1子ごとに）
40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごとに）
男性の治療については、妻の年齢に応じた上記助成回数	

	適用区分（年収）	ひと月の限度額
①	年収1,160万円～	252,600円
②	年収770万円～1,160万円未満	167,400円
③	年収370万円～770万円未満	80,100円
④	年収370万円未満	57,600円
⑤	住民税非課税者	35,400円

※限度額を下回る場合、実費分助成します。

(2) 先進医療にかかる費用の一部助成

※治療開始日が令和5年4月1日以降

医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進医療の費用について一部助成を行います。

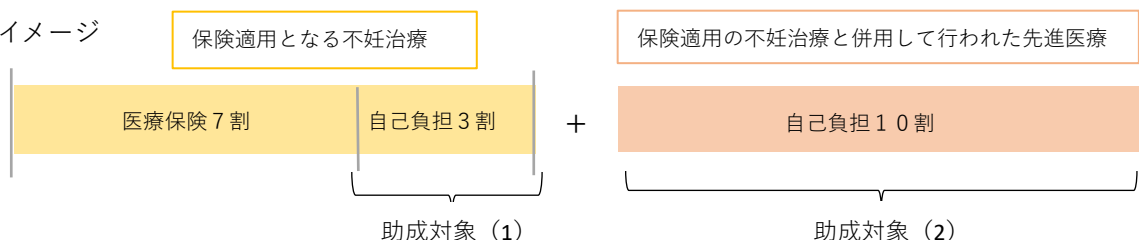
（実施医療機関として厚生省へ提出している又は承認されている医療機関で実施されていること）

【助成内容】

回数等は（1）と同様。助成額は1クールの治療に対し5万円を上限。

※限度額を下回る場合、実費分助成します。

* 対象経費のイメージ



(3) 不妊治療にかかる通院交通費の一部助成

※治療開始日が令和5年4月1日以降

不妊治療費（先進医療を含む）の検査、治療を受けた際の通院交通費の一部を助成します。

※通院交通費のみの申請はできないのでご注意ください。

【助成内容】

1 クールの治療に対し、
保険適用の不妊治療（単独）5回まで、保険適用の不妊治療に併用した先進医療5回まで。

距離区分（片道）	助成単価（往復）
25kmを超えて50kmまで	1,430円
50kmを超えて75kmまで	2,450円
75kmを超えて100kmまで	3,200円
100kmを超えて125kmまで	4,520円
～	～
275kmを超える	10,180円

【注意点】

◆次に掲げる治療法については、助成対象外となります。

- ・夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- ・代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- ・借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

【申請方法・提出書類】

町への申請時は、下記の書類を添付して提出してください。（治療終了後1年以内に申請願います）

※必要書類や制度について、申請前に一度ご相談ください。

【必要書類】

- ①むかわ町不妊治療費助成金交付申請書
- ②不妊治療受診等証明書
- ③不妊治療に要した費用の領収書及び明細書
- ④高額医療限度額適用認定証

（治療開始前に取得することをおすすめします。各健康保険窓口へお問い合わせください）

①、②は、町担当窓口またはホームページからダウンロードしてください。

<問い合わせ>

本庁：保健介護課保健グループ ☎0145-42-2415

支所：保健介護課健康グループ ☎0145-45-3326